



県 章

三重県公報

平成19年 4 月 6 日(金)

第 1869 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

字の区域を変更する旨の届出.....	(市町行財政室)	2
広域連合の規約の変更許可.....	(同)	2
土地配分計画の作成.....	(農地調整室)	2
都市計画の変更及びその図書の縦覧.....	(都市政策室)	3
同件.....	(同)	3
同件.....	(同)	3
同件.....	(同)	4
同件.....	(同)	4
同件.....	(同)	4
同件.....	(同)	4
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	7

選 管 告 示

三重県議会議員選挙の選挙会の場所及び日時を定めた旨.....	(選挙管理委員会)	7
--------------------------------	-----------	---

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(N P O 室)	8
同件.....	(同)	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(同)	9
土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....	(都市政策室)	9
都市計画区域の変更.....	(同)	9
同件.....	(同)	10
同件.....	(同)	10
同件.....	(同)	12
同件.....	(同)	13
同件.....	(同)	14
同件.....	(同)	14
同件.....	(同)	15
同件.....	(同)	16
同件.....	(同)	16
同件.....	(同)	17
同件.....	(同)	18
同件.....	(同)	18
同件.....	(同)	19

告 示

三重県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志摩市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、志摩市長から届出がありました。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 志摩市阿児町鷓方字カヤウに編入する区域

志摩市阿児町鷓方字小向井3455の7の一部、3455の12の一部、3455の13の一部、3455の14、3455の15の一部、3455の16の一部、3455の21から3455の23までの各一部、3455の24から3455の34まで、3464の一部、3477の一部、3477の2の一部、3477の3の一部、3482の1、3482の2から3482の6までの各一部、3483の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

2 志摩市阿児町鷓方字西ノ河内に編入する区域

志摩市阿児町鷓方字中之河内1370の一部、1371の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部、字小向井3460の一部、3460の2から3460の5までの各一部、3461の1の一部、3461の2の一部、3462の一部、3464の一部、3465の一部、3465の1の一部、3474の一部、3475の1から3475の3までの各一部、3476の一部、3477の一部、3477の1、3477の2の一部、3477の3の一部、3478の一部、3480の1の一部、3480の3の一部、3481の一部、3482の2から3482の6までの各一部、3483及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

3 志摩市阿児町鷓方字中之河内に編入する区域

志摩市阿児町鷓方字西ノ河内1179、1180の1、1180の2、1364の5の一部、1366の1の一部、1366の3の一部、1367の一部、1368及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字小向井3405の7の一部、3405の8の一部、3406の3の一部、3431の1の一部、3452の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

4 志摩市阿児町鷓方字大入口に編入する区域

志摩市阿児町鷓方字小向井3455の9の一部、3455の17の一部

5 志摩市阿児町鷓方字小入口に編入する区域

志摩市阿児町鷓方字小向井3454の15の一部、3454の23から3454の26までの各一部、3455の9の一部、3455の17の一部、字大入口3545の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

6 志摩市阿児町鷓方字小向井に編入する区域

志摩市阿児町鷓方字小入口3484の1の一部、3484の2の一部、3485の一部、3487の1、3487の2の一部、3488の一部、3488の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字大入口3552の2、3592の1の一部、3592の2の一部、3606及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

7 志摩市阿児町鷓方字カヤウから除く区域

志摩市阿児町鷓方字カヤウ1050の30の地先の水路である国有地の一部

8 志摩市阿児町鷓方字小向井から除く区域

志摩市阿児町鷓方字小向井3455の12の一部、3455の13の一部、3455の15の一部、3455の16の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部

三重県告示第309号

香肌奥伊勢資源化広域連合から申請のありました、広域連合の執行機関の組織等に係る規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により平成19年3月28日許可しました。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県告示第310号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、次のとおり土地配分計画を作成しました。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

地区名	土地の所在	入 植 者	
		予定売渡口数(口)	予定売渡面積(m ²)
五ヶ谷	多気郡多気町片野字上広41番20	1	712

三重県告示第311号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画公園
5・5・2号 町民の森公園
5・5・3号 中勢グリーンパーク
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第312号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画緑地
第1号雲出川緑地
第11号雲出緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第313号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画墓園
第1号偕楽霊苑
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画下水道
中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画河川
二級河川田中川
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画公園
9・6・1号 北勢中央公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画緑地

第12号鈴鹿川緑地

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道
北勢沿岸流域下水道（北部処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画及び明和都市計画公園
5・5・6号 大仏山公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画及び明和都市計画下水道
宮川流域下水道（宮川処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計

画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画、三雲都市計画及び嬉野都市計画下水道
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
浜島都市計画公園
5・5・1号 阿児文化公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
浜島都市計画河川
二級河川前川
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
安濃都市計画公園
5・5・1号 安濃中央総合公園
- 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画及び安濃都市計画下水道

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

紀伊長島都市計画公園

9・7・1号 熊野灘臨海公園

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、平成19年4月8日執行の三重県議会議員選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示します。

平成19年4月6日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

選挙区	場 所	日 時
津 市	津市桜橋三丁目446番地34 三重県津庁舎 6階 第64会議室	平成19年4月9日 午後2時
四 日 市 市	四日市市新正四丁目21番5号 三重県四日市庁舎 1階 第11会議室	平成19年4月9日 午後4時
伊 勢 市	伊勢市勢田町622番地 三重県伊勢庁舎会議室棟 2階 大会議室	平成19年4月9日 午後2時
松 阪 市	松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎 3階 第33会議室	平成19年4月9日 午後2時
桑名市・桑名郡	桑名市中央町五丁目71番地 三重県桑名庁舎 3階 第1会議室	平成19年4月9日 午後3時

鈴鹿市	鈴鹿市西条五丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎4階 第47会議室	平成19年4月9日 午後4時
名張市	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 特別会議室	平成19年4月9日 午後2時30分
尾鷲市・北牟婁郡	尾鷲市坂場西町1番1号 三重県尾鷲庁舎5階 大会議室	平成19年4月9日 午後1時
亀山市	鈴鹿市西条五丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎4階 第47会議室	平成19年4月9日 午後3時
鳥羽市	伊勢市勢田町622番地 三重県伊勢庁舎会議室棟1階 第3会議室	平成19年4月9日 午後2時
熊野市・南牟婁郡	熊野市井戸町371番地 三重県熊野庁舎5階 第9会議室	平成19年4月9日 午後1時30分
いなべ市・員弁郡	桑名市中央町五丁目71番地 三重県桑名庁舎3階 第1会議室	平成19年4月9日 午後4時
志摩市	伊勢市勢田町622番地 三重県伊勢庁舎会議室棟1階 第3会議室	平成19年4月9日 午後3時
伊賀市	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 特別会議室	平成19年4月9日 午後1時30分
三重郡	四日市市新正四丁目21番5号 三重県四日市庁舎1階 第11会議室	平成19年4月9日 午後3時
多気郡	松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階 第33会議室	平成19年4月9日 午後3時
度会郡	伊勢市勢田町622番地 三重県伊勢庁舎会議室棟2階 大会議室	平成19年4月9日 午後3時

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年5月27日まで縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人呼夢・フレンズ
 - (2) 代表者の氏名
堀川 まり子
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市大井手二丁目3番17号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、ハンディキャップをもつ人に対し、ハンディキャップの有無に関わらず誰もがもてる力を発揮し、助け合い、認め合いながらともに働く場作り、地域の中で支えあって暮らす住まい作り及びコミュニケーション・余暇活動等支援に努め、もって社会の一員として、より自立した生活の達成に寄与することを目的とする。また一般市民に対し、生活文化の向上を図る事業を行うことにより、誰もが支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するものとする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年5月28日まで縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人天満浦百人会
- (2) 代表者の氏名
北村 恵史
- (3) 主たる事務所の所在地
尾鷲市大字天満浦1番地の6
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域資源を活用した特産品づくりや熊野古道を中心とした観光客へのもてなし、地域の清掃奉仕などの地域貢献活動などをおし、市民によるまちづくり活動を推進し、地域の活性化、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年5月28日まで縦覧に供します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人優
- (2) 代表者の氏名
森 由美
- (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市東磯山2丁目22番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々がその生涯を通じて人間に値する生活を営むことができるよう、ハンディキャップのある人々に対して、これを乗り越えるために必要な支援を行い、もって地域社会におけるノーマライゼーションの理念の実現に寄与することを目的とする。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、平成19年3月19日付けで、阿児町小向井土地区画整理事業の換地処分を行った旨、阿児町小向井土地区画整理組合から届出がありました。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画区域の名称
津都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
津市江戸橋一丁目、江戸橋二丁目、江戸橋三丁目、大谷町、上浜町一丁目、上浜町二丁目、上浜町三丁目、

上浜町四丁目、上浜町五丁目、上浜町六丁目、広明町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、桜橋一丁目、桜橋二丁目、桜橋三丁目、島崎町、鳥居町、羽所町、相生町、愛宕町、大園町、押加部町、乙部、海岸町、神納、神納町、川添町、北町津、北丸之内、寿町、桜田町、新立町津、新東町塔世、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、末広町、住吉町、高洲町、大門、中央、中河原、なぎさまち、西古河町、西丸之内、博多町、八町一丁目、八町二丁目、八町三丁目、東古河町、東町津、東丸之内、丸之内、丸之内養正町、港町、美川町、南河路、南新町、南丸之内、万町津、阿漕町津興、岩田、大倉、上弁財町、上弁財町津興、幸町、下弁財町津興、修成町、船頭町津、船頭町津興、津興、西阿漕町岩田、野崎垣内岩田、藤枝町、本町、三重町津興、南中央、柳山津興、八幡町津、八幡町藤方、八幡町津興、高野尾町、あかつ台一丁目、あかつ台二丁目、あかつ台三丁目、あかつ台四丁目、あかつ台五丁目、大里川北町、大里窪田町、大里小野田町、大里野田町、大里睦合町、大里山室町、一身田大古曾、一身田上津部田、一身田町、一身田豊野、一身田中野、一身田平野、夢が丘一丁目、夢が丘二丁目、白塚町、栗真小川町、栗真中山町、栗真町屋町、安東町、一色町、観音寺町、北河路町、河辺町、渋見町、長岡町、納所町、産品、小舟、殿村、分部、片田井戸町、片田久保町、片田志袋町、片田新町、片田田中町、片田長谷町、片田長谷場町、片田薬王寺町、片田町、神戸、野田、半田、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、垂水、藤方、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南が丘三丁目、南が丘四丁目、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、高茶屋一丁目、高茶屋二丁目、高茶屋三丁目、高茶屋四丁目、高茶屋五丁目、高茶屋六丁目、高茶屋七丁目、高茶屋小森上野町、高茶屋小森町、雲出伊倉津町、雲出鋼管町、雲出島貫町、雲出長常町、雲出本郷町、久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町、久居北口町、久居烏木町、久居明神町、久居藤ヶ丘町、久居元町、久居小戸木町、久居野村町、久居小野辺町、久居井戸山町、久居野口町、久居相川町、久居持川町、久居桜が丘町、久居新町、久居本町、久居二ノ町、須ヶ瀬町、川方町、牧町、新家町、木造町、戸木町、久居射場町、青葉台一丁目、青葉台二丁目、河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町上野、河芸町東千里、河芸町西千里、河芸町久知野、河芸町中瀬、河芸町北黒田、河芸町南黒田、河芸町高佐、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町三行、河芸町千里ヶ丘、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目及び香良洲町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

安濃都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

津市安濃町草生、安濃町安部、安濃町中川、安濃町川西、安濃町神田、安濃町南神山、安濃町前野、安濃町光明寺、安濃町今徳、安濃町妙法寺、安濃町浄土寺、安濃町連部、安濃町安濃、安濃町内多、安濃町太田、安濃町清水、安濃町曾根、安濃町野口、安濃町戸島、安濃町大塚、安濃町荒木、安濃町粟加、安濃町田端上野及び安濃町東観音寺

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

四日市都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

四日市市堀木一丁目、堀木二丁目、西浦一丁目、西浦二丁目、安島一丁目、安島二丁目、鶴の森一丁目、鶴の森二丁目、西町、元町、西新地、諏訪栄町、諏訪町、中部、北町、三栄町、幸町、朝日町、浜田町、北浜田町、中浜田町、南浜田町、十七軒町、新正一丁目、新正二丁目、新正三丁目、新正四丁目、新正五丁目、八幡町、北条町、中町、元新町、新町、新々町、沖の島町、栄町、本町、北浜町、浜町、蔵町、相生町、北納屋町、中納屋町、南納屋町、稲葉町（地先公有水面を含む）、高砂町（地先公有水面を含む）、末広町（地先公有水面を含む）、西末広町、昌栄町、南起町、曙町、曙一丁目、曙二丁目、寿町、千歳町（地先公有水面を含む）、尾上町（地先公有水面を含む）、大協町一丁目（地先公有水面を含む）、九の城町、西浜田町、天力須賀一丁目、

天力須賀二丁目、天力須賀三丁目、天力須賀四丁目、天力須賀五丁目、住吉町、富田一色町（地先公有水面を含む）、平町、富州原町、松原町、富双二丁目（地先公有水面を含む）、天力須賀新町（地先公有水面を含む）、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、富田四丁目、富田浜元町、富田浜町、東富田町、南富田町、茂福町、東茂福町、富双一丁目（地先公有水面を含む）、大字茂福、霞二丁目（地先公有水面を含む）、浜園町（地先公有水面を含む）、富田栄町、富士町、金場町、大宮町、大宮西町、羽津山町、羽津町、城山町、白須賀一丁目、白須賀二丁目、白須賀三丁目、八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、別名一丁目、別名二丁目、別名三丁目、別名四丁目、別名五丁目、別名六丁目、羽津中一丁目、羽津中二丁目、羽津中三丁目、南いかるが町、緑丘町、山手町、霞一丁目（地先公有水面を含む）、大字羽津（地先公有水面を含む）、赤堀南町、赤堀一丁目、赤堀二丁目、赤堀三丁目、城西町、城東町、石塚町、中川原一丁目、中川原二丁目、中川原三丁目、中川原四丁目、芝田一丁目、芝田二丁目、伊倉一丁目、伊倉二丁目、伊倉三丁目、西伊倉町、久保田一丁目、久保田二丁目、大井手一丁目、大井手二丁目、松本一丁目、松本二丁目、ときわ一丁目、ときわ二丁目、ときわ三丁目、ときわ四丁目、ときわ五丁目、大字松本、大字大井手、青葉町、松本三丁目、松本四丁目、松本五丁目、松本六丁目、大井手三丁目、城北町、赤堀新町、西松本町、南松本町、日永一丁目、日永二丁目、日永三丁目、日永四丁目、日永五丁目、泊山崎町、泊町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、前田町、雨池町、大字六呂見、大字日永、大字泊村、大字大治田、日永東一丁目、日永東二丁目、日永東三丁目、泊小柳町、日永西一丁目、日永西二丁目、日永西三丁目、日永西四丁目、日永西五丁目、大字馳出、小林町、高花平一丁目、高花平二丁目、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、八王子町、室山町、西日野町、東日野町、笹川一丁目、笹川二丁目、笹川三丁目、笹川四丁目、笹川五丁目、笹川六丁目、笹川七丁目、笹川八丁目、笹川九丁目、東日野一丁目、東日野二丁目、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、小古曾六丁目、采女町、波木町、貝家町、北小松町、南小松町、森力山町、小古曾町、小古曾東一丁目、小古曾東二丁目、小古曾東三丁目、波木が丘町、采女が丘一丁目、采女が丘二丁目、采女が丘三丁目、采女が丘四丁目、采女が丘五丁目、波木南台一丁目、波木南台二丁目、波木南台三丁目、波木南台四丁目、塩浜本町一丁目、塩浜本町二丁目、塩浜本町三丁目、馳出町一丁目、馳出町二丁目、馳出町三丁目、宮東町一丁目、宮東町二丁目、宮東町三丁目、七つ屋町、高旭町、東邦町（地先公有水面を含む）、石原町（地先公有水面を含む）、三田町（地先公有水面を含む）、塩浜町（地先公有水面を含む）、浜旭町、川合町、御園町一丁目、御園町二丁目、中里町、小浜町、柳町、大池町、松泉町、宝町、大字塩浜（地先公有水面を含む）、大字馳出、海山道町一丁目、海山道町二丁目、海山道町三丁目、大井の川町一丁目、大井の川町二丁目、大井の川町三丁目、大浜町、山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町、川島町、小生町、三滝台一丁目、三滝台二丁目、三滝台三丁目、三滝台四丁目、浮橋一丁目、浮橋二丁目、川島新町、別山一丁目、別山二丁目、別山三丁目、別山四丁目、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、尾平町、智積町、桜町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台本町、桜台三丁目、桜花台一丁目、桜花台二丁目、桜新町一丁目、桜新町二丁目、東坂部町、山之一色町、小杉町、東ヶ谷、坂部が丘一丁目、坂部が丘二丁目、坂部が丘三丁目、坂部が丘四丁目、坂部が丘五丁目、西坂部町、生桑町、三重一丁目、三重二丁目、三重三丁目、三重四丁目、三重五丁目、三重六丁目、三重七丁目、三重八丁目、三重九丁目、小杉新町、大谷台一丁目、大谷台二丁目、南坂部町、坂部台一丁目、坂部台二丁目、赤水町、下海老町、江村町、北野町、黒田町、上海老町、平尾町、あがたが丘一丁目、あがたが丘二丁目、あがたが丘三丁目、萱生町、中村町、平津町、伊坂町、山村町、山分町、平津新町、あかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目、千代田町、広永町、黄金町、あかつき台四丁目、あかつき台五丁目、あかつき台六丁目、伊坂台一丁目、伊坂台二丁目、伊坂台三丁目、朝明町、山城町、札場町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけが丘一丁目、あさけが丘二丁目、あさけが丘三丁目、八千代台一丁目、八千代台二丁目、八千代台三丁目、下之宮町、川北町、十志町、垂坂町、南垂坂町、大矢知町、西富田町、西富田二丁目、西富田三丁目、蒔田一丁目、蒔田二丁目、蒔田三丁目、蒔田四丁目、松寺一丁目、松寺二丁目、松寺三丁目、川北一丁目、川北二丁目、川北三丁目、下さざらい町、東垂坂町、大矢知新町、垂坂新町、貝塚町、内堀町、川尻町、河原田町、大治田町、大治田一丁目、大治田二丁目、大治田三丁目、水沢野田町、水沢町³²番地から5206番地まで、小牧町、市場町、西村町、中野町、高見台一丁目、高見台二丁目、まきの木台一丁目、まきの木台二丁目、まきの木台三丁目、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、本郷町、未永町、三ツ谷東町、清水町、野田一丁目、野田二丁目、みゆきヶ丘一丁目、みゆきヶ丘二丁目、大字西阿倉川、大字東阿倉川、大字未永、大字野田、阿倉川新町、陶栄町、滝川町、浜一色町、京町、川原町、高浜町、東新町、新浜町、午起一丁目、午起二丁目、午起三丁目、高浜新町、大協町二丁目（地先公有水面を含む）、三郎町（地先公有水面を含む）、楠町南川、楠町南五味塚（地先公有水面を含む）、楠町北五味塚（地先公有水面を含む）、楠町吉崎（地先公有水面を含む）、楠町小倉、楠町北一色及び楠町本郷

三重郡川越町(地先公有水面を含む)

三重郡朝日町

三重郡菟野町大字神森、大字宿野、大字福村、大字音羽、大字潤田、大字池底、大字大強原、大字吉沢、大字諏訪、大字川北及び大字下村

三重郡菟野町大字菟野字力尾、字谷ノ奥、字二俣、字北谷、字神造谷、字藤之木、字梅之木、字波遠見、字辰己野、字旭野、字清水、字穂野、字藩内、字宝永、字常盤野、字柳林、字松尾、字門内、字杉之本、字桜野、字初若、字森屋、字中里、字広幡、字松葉、字神田、字柿内、字大垣内、字鼓ヶ堂、字小槌、字中島、字横立、字堂山、字西高原、字野中、字東高原、字地藏、字新林、字大刎、字分木、字新道、字募、字畑乃谷、字片倉、字寺坂、字頭蟹、字茶屋ノ下、字谷口、字平見山、字火除野、字茶屋の上、字菖蒲谷、字熊ヶ倉、字丸池、字野々登、字古宿、字堀切、字獅子吼峯、字前田、字湯ノ峯、字曾我、字郷戸、字東堀谷、字中堀谷、字西堀谷、字日山岨、字山分、字射矢ノ谷、字涼原、字飛越、字菅之谷、字焼尾、字奥之谷、字黒兀、字蛇之谷、字茨野、字床机本、字江田、字間ヶ倉、字蛇不老、字大槌及び字西之垣内

三重郡菟野町大字千草字大正田、字向城、字前野、字城山、字清水、字腰越、字袖原、字松原、字香花野、字須磨崎、字神畑、字葛原、字御門前、字曙、字御所貝戸、字城岬、字茶屋前、字金ヶ原、字柳原、字川合、字市塚、字東浦、字前田、字新貝、字明道、字出口、字八俣、字沖見野、字上岡、字北垣内、字下岡、字東垣内、字鯉ヶ鼻、字東原野、字中原野、字北川、字籬、字西原野、字山之上、字央畑、字斜、字奥郷前、字中島、字川岸、字鶴澤、字首塚、字流レ、字中奥郷、字一塚、字奥郷浦、字奥郷、字七塚、字箭根石、字草里野、字貝石、字堰口、字躑躅野、字錦野、字駒ヶ原、字藤ノ戸、字小松野、字片倉、字大井、字小舞坂、字湯口、字遠見野、字泉谷、字女夫石、字鷹塚、字清水谷、字鷹ノ尾、字竹谷、字石谷、字鹿子野、字東江野、字西江野、字結子谷、字一之谷及び字西貝石

三重郡菟野町大羽根園青葉町、大羽根園呉竹町、大羽根園柴垣町、大羽根園並木通り、大羽根園松ヶ枝町、大羽根園新林町、宝永台及び初若の郷

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

伊勢都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

伊勢市宇治中之切町、宇治浦田町、宇治浦田1丁目、宇治浦田2丁目、宇治浦田3丁目、桜木町、中之町、中村町桜が丘、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本町、岡本1丁目、岡本2丁目、岡本3丁目、岩淵町、岩淵1丁目、岩淵2丁目、岩淵3丁目、吹上1丁目、吹上2丁目、河崎1丁目、河崎2丁目、河崎3丁目、船江1丁目、船江2丁目、船江3丁目、船江4丁目、豊川町、本町、宮後1丁目、宮後2丁目、宮後3丁目、一之木1丁目、一之木2丁目、一之木3丁目、一之木4丁目、一之木5丁目、一志町、八日市場町、大世古1丁目、大世古2丁目、大世古3丁目、大世古4丁目、曾祢1丁目、曾祢2丁目、宮町1丁目、宮町2丁目、常磐町、常磐1丁目、常磐2丁目、常磐3丁目、浦口町、浦口1丁目、浦口2丁目、浦口3丁目、浦口4丁目、二俣町、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣3丁目、二俣4丁目、辻久留町、辻久留1丁目、辻久留2丁目、辻久留3丁目、中島1丁目、中島2丁目、宮川1丁目、宮川2丁目、神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町、神田久志本町、神久1丁目、神久2丁目、神久3丁目、神久4丁目、神久5丁目、神久6丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町、勢田町、藤里町、旭町、大倉町、佐八町、津村町、西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、樫原町、有滝町、村松町、東大淀町、柏町、野村町、上地町、粟野町、中須町、川端町、中村町、楠部町、一字田町、朝熊町、鹿海町、二見町松下、二見町江、二見町茶屋、二見町三津、二見町山田原、二見町溝口、二見町荘、二見町西、二見町今一色、二見町光の街、小俣町元町、小俣町相合、小俣町明野、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町新村、小俣町本町、御園町高向、御園町長屋、御園町王中島、御園町新開、御園町上条及び御園町小林

伊勢市前山町字長尾谷、名吉谷、東山、亀谷郡、中之尾、河原谷、西ノ屋敷、井戸谷、白石、前林、赤谷、大曾谷、境目谷、一之谷、西山、小長谷、長谷、鞍骨、室ヶ谷、宮出河内、峯、茶ノ木谷、口ナシ、八島、久保垣外、蛸谷、大倉谷、大倉谷西側、松尾、笹尾、赤穂谷、南谷、大倉南谷、割谷、鍛冶屋谷、行員谷、鍋ヶ谷、谷田、赤坂谷、西世古谷、柚ヶ谷、口城山、小田子、奥城山及び馬谷

伊勢市宇治今在家町字東賀集楽、中賀集楽、西賀集楽、作楽及び柏崎

伊勢市宇治館町字下館、岩井田沖及び岩井田山

度会郡玉城町大字長更、井倉、世古、門前、坂本、日向、玉川、岡村、妙法寺、中楽、久保、田丸、佐田、下田辺、上田辺、蚊野、野篠、田宮寺、勝田、岡出、富岡、昼田、山岡及び小社曾根

度会郡玉城町大字原字井戸垣内、石ヶ元、市寄、大原、大屋、上出、カゲ谷、吠谷、鴨沖、鐘突堂、唐木、木尻、久保垣内、串谷、国束河内、坂田、才田、荘出後、庄出後、下出、庄出、荘出、白鳥、地藏前、地藏前、新堀、菅、須山垣内、佐八田、達摩、澤馬瀬、長福寺、中之防園、中風呂、永長、西廣、庭河原、念仏堂、野村、長谷町、梶木谷、広垣内、ヒジヤ口、ヒジヤ田、ヒジヤ田、風呂屋垣内、風呂山、松原、榊之池、榊ノ池、明戸垣内、明戸前、明戸ノ前、ミヒダ、ミノド、向ノ垣内、向之垣内、横枕、岩之谷、石田谷、柿元、栗木谷、東大原、雲岡、竹ノ元、土廣、片山、今西、姥婆ノ懐、老婆ノ懐、シル谷、前田、ナゴノ谷及び東里

度会郡玉城町大字矢野字稲次、上荒木、柏原、上出山、小ばし、こまくり、小井、坂倉、竹子、中溝、中街道、ぬま、ヒム口、東浦、松本、前岡、宮ノ前、向時雨、元屋敷、森沼、山殿、ゆくさ、時雨及び荒木

度会郡玉城町大字積良字いかり、一ノ木、内西浦、牛岡、浦之内、大藪、上出、上ノ垣内、河原道、榎ノ木、楠本、口張、小風呂、幸神、下出、外沖、茶屋ノ前、茶屋の前、辻堂、坪ノ垣内、苗場、東ノ垣内、坊主谷、丸山、向拍子、曾ヶ谷、木戸口、西浦、河原、そかめ、おく、くもか、風呂山、金山、のせんじ、お屋ま、里山、二重堀、大門、大岩、炭焼山、外西浦、けこや、大西世古、覗稲場、城山、天王山、向山丑岡、岩ヶ瀬、下沖東、おふじ、下沖西、谷、小殿垣内及び泉貢のうち1042番1から1043番6まで、1414番、1417番から1433番まで

度会郡玉城町大字山神字相戸、岩カシ、イガラ、池鉢、いの越、泉垣内、岩ノ林、岩ノ谷、上山、追谷、落ヶ谷、追谷橋爪、追谷廣、貝田、観音寺山、片口、北稲場、酒屋ノ北、里山、シウゲ、下追谷、須田、高田、長二郎垣内、ドリ垣内、ナゴク、長谷、仲山、仲野、ナゴサ、長岡、西村、西岸垣内、西老谷、二ノ谷、農部、東村、東岡谷、東稲場、東老谷、古御堂、ベト谷、法玄寺、坊ノ前、菩提寺、御堂前、御堂ノ前、明神前、向中、山稲場、天満、西稲場、東岸垣内、東ノ垣内、大門、原田、東須田、寺ノ前及び岡谷のうち1899番から1915番まで

度会郡玉城町大字宮古字赤坂、薊谷、天ヶ谷、池之表、上地山、漆原、狼谷、大谷、大塚、奥之谷、上久保、上之垣内、上ノ垣内、上ノ木、北世古、北廣、杵谷、慶昌庵、笹原、皿田、下之垣内、下ノ垣内、谷口、月夜田、鉄砲塚、鉄砲塚、寺起、戸ヶ谷、鳥渡谷、名領谷、苗代、登り尾、畑ヶ田、東山田、東村、東浦、平内山、別所、坊田、細谷、道小垣内、南世古、明豆、南廣、矢倉戸、矢倉戸前、湯田野、四枝、碗田、白石谷、丸坊、加茂及び中之谷

度会郡玉城町大字中角字後林、奥明豆、ラク明豆、狼谷、ラクノイナバ、大松、川合、北赤井、古金塚、里前、サスケ山、尻掛、芝切、新田、四方先、三味ダニ、スゴウラ、杉合、セン小町、世古口、竹谷、出屋敷、との山、長ヶ谷、中山田、西ノ世古、西ヲチタ、西ヲチ田、ハシカ谷、ハシガ谷、ハカノ谷、東ノ世古、ピシャコ谷、ビキヤコ谷、ヒノキ谷、フケ、フロヤ、まん上、マトバ、南赤井、明豆、ミヤノ前、宮ノ前、向井、藪之内、藪之内、ヤナキ谷、柳谷、ラシヨ谷、整理、丸山、ワカゴサンメ、池ノ谷、アレキリ、赤井、子ギ田及びネギ田

度会郡玉城町大字岩出字一原町、井田、大森、蚊山、清水、ケカノ辻、左郡、城、所り垣、新田町、下河原、角垣内、瀬ノ山、瀬山、整理、鷹匠町、塚名、西内、登り世古、古城、弁ヶ谷、宮地、裏門及び伊賀町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

嬉野都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

松阪市嬉野井之上町、嬉野八田町、嬉野堀之内町、嬉野下之庄町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野薬王寺町、嬉野島田町、嬉野一志町、嬉野中川町、嬉野天花寺町、嬉野宮古町、嬉野平生町、嬉野黒田町、嬉野野田町、嬉野見永町、嬉野川原木造町、嬉野新屋庄町、嬉野小村町、嬉野川北町、嬉野須賀町、嬉野町、嬉野権現前町、嬉野田村町、嬉野算所町、嬉野須賀領町、嬉野津屋城町、嬉野黒野町、嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目及び嬉野中川新町四丁目

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

三雲都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

松阪市市場庄町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曽原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町及び舞出町

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

亀山都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

亀山市北山町、東台町、江ヶ室町、本丸町、東丸町、西丸町、市ヶ坂町、中屋敷町、若山町、洪倉町、南崎町、南野町、北野町、東町、本町、北町、東御幸町、御幸町、西町、菅内町、田茂町、安知本町、住山町、亀田町、椿世町、羽若町、阿野田町、天神町、野村町、川崎町、能褒野町、太森町、長明寺町、田村町、和田町、井尻町、井田川町、川合町、三寺町、中庄町、下庄町、栄町、楠平尾町、布気町、太岡寺町、小野町、木下町、山下町、アイリス町、上野町、海本町、北鹿島町、小下町、高塚町、みずきが丘、みずほ台、みどり町、南鹿島町及び和賀町

亀山市白木町字川立、字押之尾、字砂子、字鷲山、字幸川、西大谷、字新田2384番から2396番の2まで、2414番から2431番まで、2440番の1から2449番の2まで、2455番から2469番の3まで、2471番から2486番まで及び2490番の1から2573番の6まで、字上広2584番から2596番まで、2598番の1から2605番の18まで、2620番の1から2620番の14まで、2622番の1から2626番の18まで、2628番から2632番まで、2634番から2646番まで及び4007番から4008番まで、字北谷2647番から2697番の4まで、2699番から2717番の1まで、2720番の1、2724番の2から2726番の4まで、2727番の2及び3998番から4002番まで、字上垣内2090番の1から2091番まで、2095番の1から2101番まで、2104番から2105番の3まで、2126番、2247番から2251番の1まで、2253番から2335番の1まで、2337番の1、2347番から2352番の4まで、2354番から2381番まで、3994番及び3996番から3997番まで、字大法寺2010番から2014番の1まで、2014番の3、2038番の2、2038番の5、2039番の3から2039番の15まで、2044番の1から2045番の1まで、2047番から2066番まで、2080番から2081番の2まで及び2085番の3から2089番の2まで並びに字貝下1866番の1から1880番の1まで、1886番の4、1887番、1905番の1から1912番まで、1985番の1、1995番の1から1995番の5まで及び2005番の2から2009番の1まで

亀山市小川町字下広、字山谷1616番から1628番まで、2650番、2714番及び2715番、字山口1574番の1から1574番の8まで、1577番の1から1586番の2まで、1610番から1613番の2まで及び2637番から2639番まで並びに字起シ1456番から1458番の1まで、1460番、1461番の1及び1463番から1467番まで

亀山市関ヶ丘、関町古厩、関町小野及び関町会下

亀山市関町萩原字切山、字浦の山、字西之沢、字山神及び字前田566番から601番の4まで

亀山市関町新所字宿屋、字南裏、字水落、字権多羅、字会下垣内、字権現、字城山、字観音沖、字際目ヶ谷、字八丁塚、字破魔射場、字南山、字北野、字東町南、字西町南、字西町北1498番から1523番まで、1525番から1545番まで、1546番の2から1546番の13まで、1547番の2、1547番の3、1548番、1550番の1から1569番まで、1576番から1582番まで、1588番から1690番の3まで、1691番の8及び1691番の9並びに字東町北1692番の1から1884番の2まで、1888番、1889番の2から1898番まで、1900番から1907番まで、1909番から2010番まで、2011番、2032番の1及び2032番の2

亀山市関町木崎字上田、字関台、字町南、字御茶屋、字宮之前、字内山、字北野、字墓野尾、字大岨、字姫御前、字枯木、字末藤、字舟外、字鐘鋳場、字山ヶ鼻、字伏戸、字佛谷、字向谷、字川向、字金剛寺並びに字三日城979番から981番まで、1002番から1003番の4まで及び1005番の1

亀山市関町泉ヶ丘字泉ヶ丘、字古河上及び字三日城978番の1から978番の10まで
亀山市関町富士ハイツ字古河上998番の1から998番の216まで、998番の220から1075番の2まで及び1080番から1106番の2まで
亀山市関町鷲山字石場、字大冷け、字鹿荒、字風尾口、字風尾、字吉尾、字北垣内、字南垣内、字起し、字かまへ540番から545番まで、547番から561番まで、563番から564番まで及び568番から573番まで並びに字奥山606番から617番まで
亀山市関町白木一色字山田、字石場860番の1から890番の3まで、892番の4から893番の4まで及び894番の1から1111番まで並びに字一色1315番から1508番まで
津市芸濃町棕本
津市芸濃町中縄字藤廻井及び字藤ノ森
津市芸濃町北神山字川向及び字澤
津市芸濃町荻野字大門、字琴峯、字金谷、字上田野、字長尾及び字中田野
津市芸濃町多門字川向

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

北勢都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

いなべ市

北勢町阿下喜

字北川原、八反田、上中河原、上惣作、下中河原、上千歳、西千歳、中千歳、下惣作、落合、下千歳、松原、西下陸、東下陸、塚原、八石、久保、町、覚正垣内、南垣内、町割、西別当、東別当、的場、二俣、下北田、上北田、谷坂、舞野、正邸、西広、八幡洞、木之実坂、樋之口、宮之東及び向川原
字下谷、苜蓿及び間坂の一部

北勢町飯倉

字小林、藤木、野田、遠起、墓貝戸、上木畑、向田及び北之貝戸

北勢町瀬木

字北山田、井水西、井水東、宮西、宮東、松ノ下、川向、下千歳及び安喜畑

北勢町麻生田

字森崎、代、中川原、外川原、東川原、かば坂、下川原、小僧脇、松崎、南山、楚里、六反、広申ヶ堂、下野、下野畑、中野、中道、古廟所、麻町、楚里下、大野、北一色、南一色、下一色、前田面、下垣内及び北野

北勢町其原

字天王、上垣内、下垣内、割林、外起、上新田、下新田、広上、藻田、広、下梶ヶ坂、梶ヶ坂、小河岸、中島、小広及び楚里
字元垣内の一部

北勢町南中津原

字尾山、前鞆、松崎、藻田、下梶ヶ坂及び上梶ヶ坂

字寺野の一部

北中津原字藻田、広、梶ヶ坂及び小広

北勢町鼓字其原向及び広表

北勢町平野新田字楚里及び大下道西

北勢町大辻新田

字下之切及び大辻野

字上之切の一部

北勢町奥村

字別名前、東村下及び神見坂

北勢町麓村

字丸切、東野、谷口、北野、岡森及び東川原

字バラ門の一部

北勢町中山字西野、宮之南、宮之西、宮之東、沢、神見坂、出口、中切、東川原、松ヶ下、蘭山及び阿下喜前

北勢町東村

字南野、中村、西大路、今村、上之方、神ヶ崎、南広、岡森、二本松、榊ヶ長、鶴ヶ下、竹之後、新貝、北川原、六之坪、広表、東川原、元新貝、小山及び阿下喜前

北勢町別名

字岡森、榊ヶ長、東川原、元新貝、小山、殿田、新貝、カンナ垣内、前田、南沢及び大北

字一之坂、白口、北蛆及び藪下の一部

北勢町垣内

字小山、中小山、小山口、元新貝、北川原、石田、東川原、岡森、紙漉、権現、前田、東垣内、持光、西屋敷及び千歳

北勢町垣内字市之坂、二之坂及び白口の一部

北勢町京ヶ野新田字下周囲

北勢町下平字権現

北勢町東禅寺字千歳及び惣作

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

大安都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

いなべ市

大安町梅戸、大安町南金井、大安町門前、大安町大井田、大安町高柳、大安町平塚、大安町石樽下、大安町片樋、大安町丹生川久下、大安町丹生川中、大安町石樽東、大安町鍋坂及び大安町宇賀新田

大安町丹生川上

字入江谷、丁田、中島、大門、中街途、道下、下街途、上街途、切口、田中前、剣場畑、五反田、梨本、天皇堂、堀越、井口及び正法寺

大安町石樽北山

字前田、和正、海道、教正垣内、北田、下里、樋口、権現、権上垣内及び源太

大安町石樽北

字源太、六反田、東風呂屋敷、西風呂屋敷、戦場田、権現、北城、大垣内、細瀬古、東谷田、寺尾、西寺尾及び京垣内

大安町石樽南

字西河原、野々田、南一色、東一色、北一色、西八幡、東八幡、総作、大坪、前田、出口、淵、山田、大門、寺内、西石合、前林、大福、千坪、山条、山畑、東石合、木戸口及び毛門下

大安町宇賀

字野藪、御畑、野田、瀬木田、栗林、南野、石田、中垣内、北垣内、北瀬古、御門、谷山、妙見溪、西之窪、溪山、岩倉、久多羅木、墓預畑、楽学及び杓子畑

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

志摩都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

志摩市志摩町片田字深谷、字野玉、字磯ノ岡、字菊ズシ、字狐塚、字本所、字釜谷、字大野、字浦、字大浦、字鴻ヶ巣、字新開、字岩、字大里、字乙部、字麦崎、字女鹿、字宮ノ前、字山田、字宮ノ谷、字遠平、字切間後、字大塚、字名古、字切間、字碓掛、字汐本浦及び字大蔵

志摩市志摩町片田字見張坂、字焼山、字長田、字大谷及び字対上の一部

志摩市志摩町布施田字獅子谷、字畑野山、字畑野、字出口、字スルビア、字笹谷、字目張坂、字姑メ、字アブシ岡、字宮ノ後、字向井、字棚原、字枝山、字山寺、字広、字小布施田、字大坪、字ヒサゴ、字浜田、字ユウ、字水深、字雷、字地郷、字根中、字梶ヶ岡、字マバセ、字キツネ岡、字ナゴラ、字ヌクトマリ、字イワシ山、字鳶尾、字北中、字浜村、字湯場、字藤原、字荒見山及び字小広

志摩市志摩町布施田字ラブラの一部

志摩市志摩町和具字長谷、字山寺、字上の江田、字平の岡、字北中道、字南中道、字浜田、字笹山、字風の丘、字中の江田、字江田、字猪の塚、字宮の浜、字若ノ谷、字畑ヶ尻、字大浦、字矢村、字小田、字大山坂、字富ノ岡、字大山、字川辺、字丸田、字岡、字花江、字東、字矢浦、字小浦、字岡崎、字舟戸、字大田、字前浜、字里、字奥谷、字西、字焼田、字鱒浦、字出口、字百部、字鳴子谷、字丸岡、字後口、字前田、字登立、字前田丘、字西野、字頭甲、字大谷大谷通、字西田、字於石、字穴山、字旅立岬、字西山、字笠立、字大浜田、字小池、字広、字大浜、字贅本、字大日山、字城山、字八幡、字石ヶ、字小浜、字高岡、字行者及び字西丸田

志摩町和具字浦田及び字奥山の一部

志摩市志摩町越賀字長岡、字東野、字篠町、字横丸岡、字落合、字中田、字岡ノ畑、字久保内外、字丸岡、字大谷、字一人持、字相神、字千木、字広切、字矢の狭間、字若宮、字社田方、字馬場ノ上、字五反ノ内、字目張坂、字東横道、字黒石、字姉山、字桧山、字桧枝田、字中ノ谷、字西ノ谷、字浦路、字田神、字山中、字奥山、字小脇、字渡ノ内、字蔵ヶ谷、字溝田、字丹地、字蔵丹岡、字百姓谷、字追内外、字百畔、字野田、字雨降、字西越賀浦、字西横道、字太田岡、字細田、字高岡、字岩井戸、字城山、字荒見崎、字天神山、字亀ヶ坂、字尾原、字花山、字石神、字舟ヶ浦、字永井浦、字赤坂及び字馬の瀬

志摩市志摩町越賀字東越賀浦、字大田、字半田、字荒尾、字阿津里及び字山田の一部

志摩市志摩町御座字城山、字堂ノ上、字大キウアン、字長峯、字前田、字里、字ソウズ、字カブチ、字逢神、字ラウジ、字岡崎、字恋路、字大浦、字浦、字ツバ井戸、字宮ノ前、字小浦、字西山、字地蔵及び字須田

志摩市志摩町御座字クニシ、字松山、字不動、字マサキ、字大谷、字蛸ヶ谷、字牛丸、字ヒヨウ、字高首及び字小山ノ岡の一部

志摩市志摩町片田、志摩町布施田、志摩町和具、志摩町越賀及び志摩町御座の地先水面を含む

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

浜島都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

志摩市浜島町浜島、浜島町塩屋、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町松山路

志摩市阿児町鷓方

志摩市阿児町神明

志摩市磯部町穴川字斧峠、字中街道、字山ノ谷、字土橋、字座頭橋、字兵七新田、字松振、字新道、字向井及び字黒岩

志摩市磯部町迫間字高瀬田、字穂落前、字城見垣外、字佛下、字木津、字塔ノ下、字拝原、字西ヶ廣、字蛇谷、字硯松、字塔ノ岡、字笠松、字安場、字木戸際、字柳田、字霜田、字岡畑、字道正谷、字下太、字倉谷、字菰水、字木津向、字前谷、字南木津、字長岡、字廣田、字素行、字井籠、字勝歩峠、字傳蔵小原、字坊主尾、字若平衡谷、字向井田、字向井、字鈴森、字薄不尾、字五知谷、字坊九郎田、字向井山、字入道田、字道香田、字風呂前、字亀垣外、字宮ノ前、字目張坂、字長谷、字長坂、字宮ノ脇、字宮ノ上、字野田、字風呂谷、字鶴ヶ岡、字堂ノ前、字羽瀬田、字和所、字山ノ谷、字片岡、字小谷、字沢ノ田、字大谷、字上ノ奥、字高岡、字木正谷、字河内上、字宮ノ谷、字後地、字後地平岨、字井戸尻、字茶屋垣外、字坂下、字下平尾、字高塚、字網掛、字石塔及び字高峠

志摩市磯部町恵利原字川辺、字新開、字穂落、字正月殿、字若宮、字若宮正月殿、字南谷正月殿、字南谷穂落、字南谷、字山辺、字腰メ田、字山辺腰メ田、字小田、字向山、字鯛ノ元、字神ノ森、字脇ノ田、字坊垣外、字垣外崎、字畑田前、字宮地、字局口、字宮ノ谷、字小田坂、字小田折、字葉廣、字漆原、字東世古、字野田前、字岡垣外、字向ノ岡、字下ノ宮前、字前村、字溝越、字溝越流、字西垣外、字大迫間宮ノ下、字休場、字越後、字杖立、字丸山、字大迫間、字山ノ谷、字西谷、字岡崎、字犬ノ穴、字大フケ、字松ノ木垣外、字鳩ノ尾、字弁天、字井口、字向井口、字一ノ井、字含松、字井口廣、字太瀧川向、字カリ倉、字板橋川原淵、字板橋大瀧、字小川橋、字下廣三瀧、字下廣、字西廣、字ササブコ、字上廣、字鯛ノ坂乳ヶ懐、字葎戸、字風呂川、字北山田、字橋本垣外、字坊山前垣外、字前垣外、字神田、字下神田、字宮ノ口、字山キヤウ、字井坪木戸際、字奥海正寺、字海正寺、字宇山権右工門、字宇山海法寺、字大谷所、字平尾、字上条、字直心院、字塩木谷、字木戸際、字別所、字白石廣、字別所砥石、字白石、字青、字杉ノ廣、字谷田杉ノ廣、字谷田、字外垣内、字別所首我谷、字別所長谷、字?鶴石、字岩ノ谷、字川原淵、字大瀧川端、字板橋高石垣、字板橋、字草ラギ、字池ノ谷、字宇山、字上垣外、字上り山、字坊山、字草ラギーノ井、字鯛ノ坂草ラギ及び字鯛ノ坂

志摩市磯部町上之郷

志摩市磯部町下之郷字城山、字野川、字宮ノ谷、字上野、字長峰、字前田沖、字中村、字風呂谷、字猿岡、字大崎、字大矢、字砂取田、字斉田、字中瀬、字中村新田、字穴鮫、字平野、字鼠作及び字?掛

志摩市磯部町飯浜字平野、字中ノ田、字尾崎、字的岡、字目白、字丸海、字小山及び字大谷

志摩市磯部町坂崎字長磯、字ハセカ谷、字小方、字小迫間、字大方、字井ノ谷、字畑谷、字アブミ、字下司山、字馬之谷、字アサノ、字親之脇、字風切、字中浜、字中里、字岩垣外、字谷奥、字みどふ山、字みその、字東ノ岡、字恋ノ谷、字ヲコシ、字水谷、字東谷、字坪井、字シヤノ脇、字阿ちの岡、字小鳩ヶ崎、字向井畑、字善七谷、字乗ヶ瀬、字城山、字中垣外、字太郎兵工垣戸、字ミトリヲリ、字里、字鯛ノ森、字細田及び字長ツカ

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

大王都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

志摩市大王町畔名及び地先水面を含む

志摩市大王町名田及び地先水面を含む

志摩市大王町波切字小山、字平島、字須場、字城山、字宝門、字中村、字西村、字小路町、字天満、字石干谷、字谷奥、字天白、字経塚、字西ノ岡、字切畑、字葉直、字小坂、字今崎、字須賀、字道筋、字米子、字塚原、字平方、字山寺、字楠木、字大見、字西志坂、字志坂、字鯛浦間、字宇津木谷、字成滝、字小成滝、字岩、字田神、字老、字大井、字丸田、字石塚、字鼓川、字大方、字船越、字荒高坂、字寺田及び字松壽神田並びに地先水面を含む

志摩市大王町船越字浦山、字丸山、字光平、字野玉、字蝉、字深谷、字宮後、字浦口、字宮ノ前、字久保、字板取、字七字折、字谷口、字岩谷、字濱口、字間崎、字大畑、字中村、字塚越、字道添、字山際、字腰折、字愛神、字北村、字池田、字城山、字大袖、字樽海、字大谷、字黒島、字太郎市島、字五人畑、字長濱、字大田、字神宮寺、字御領、字公向、字九木、字岩成、字小田、字山寺、字羽瀬、字西鴻ヶ谷、字汐田ノ岡、字西大見、字川ノ上、字堂ノ上、字岡ノ谷、字経塚、字坪井、字岡、字鴻ヶ谷、字佛坂、字野沖、字風ヶ崎、字大見、字石吉、及び字曳船並びに地先水面を含む

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

南勢都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

南伊勢町五ヶ所浦ピンズリ、福ヶ谷、アシウチ、近衛廣、近衛向井、佛護院、岡山、シュンド、岡本、ミハカ、城之後、谷村、タカノトヤ、岡畑、城山、的場、神ノ前、中之間、松本、弥市垣外、將監垣外、川原田、ヲヲト、瀧之後、西川原、アンノ上、堂ノ上、明神、東明神、手ノ後、カシ谷、西明神、西山、赤崎、小方、スルジ、キリマ、西之岡、合神及び野添

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成19年4月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画区域の名称

紀伊長島都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島、長島、海野、古里、道瀬、三浦及び地先水面を含む

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方税含む。)
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年4月6日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431